

## 船橋市保育所等障害児受入促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、私立保育所、認定こども園及び小規模保育事業において、障害児を受け入れるために必要な既存施設の改修等に要する経費に対する補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、保育所等の保育環境の改善を図り、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であつて、船橋市内に所在するものをいう。

(2) 障害児 保育認定子どもであつて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象児(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童、千葉県療育手帳制度実施要綱(昭和62年千葉県要綱)の規定により療育手帳の交付を受けた児童又は市長が認めた障害児をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、法及び認定こども園法の例による。

### (補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、当該年度中又は翌年度中に障害児の受け入れを予定している保育所等の経営者(以下「補助事業者」という。)であつて市長が認める者とする。

(補助対象費用)

第4条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、障害児を受け入れるために必要な施設改修費用及び備品購入費用のうち、市長が適当と認める費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1施設あたりの補助対象費用と1,029,000円を比較して少ない方の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、船橋市保育所等障害児受入促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により申請するにあたって、原則として補助対象費用から消費税額及び地方消費税額（以下、「消費税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、消費税額を含めて申請することができる。

(1) 免税事業者、簡易課税事業者などの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）の返還が発生しない事業者。

(2) 申告方式が個別対応方式等により全額控除とならない事業者。

3 申請者は、前項第2号により申請するにあたって、補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付可否の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、船橋市保育所等障害児受入促進事業補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 申請者は、前項に規定する財産について、その台帳を作成して管理状況を明らかにするとともに、当該財産の内容について市長に報告しなければならない。

3 市長の承認を受けて財産を処分することにより申請者に収入があった場合には、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

4 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

5 申請者のうち消費税額を補助対象費用に含めて申請した申請者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合(消費税仕入控除税額が0円の場合も含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第3号様式)によりすみやかに、市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

6 申請者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度終了後、5年間保管しておかなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない

(交付決定の取消等)

第 9 条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

年 月 日

船橋市長 あて

法 人 名

施 設 名

所 在 地

代表者氏名

船橋市保育所等障害児受入促進事業補助金交付申請書

保育所等障害児受入促進事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請金額 円

2 消費税の適用に関する事項（該当するものに（チェック））

① 補助金交付申請額の算定	
<input type="checkbox"/>	消費税額を補助対象費用に含めないで補助金交付申請額を算定
<input type="checkbox"/>	消費税額を補助対象費用に含めて補助金交付申請額を算定 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります。（返還額が0円の場合も含む。）
② ①で「消費税額を補助対象費用に含めて補助金交付申請額を算定」を選択した理由	
<input type="checkbox"/>	免税事業者である
<input type="checkbox"/>	簡易課税事業者である
<input type="checkbox"/>	消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
<input type="checkbox"/>	その他（ ）

第2号様式

年 月 日

様

船橋市長



船橋市保育所等障害児受入促進事業補助金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった保育所等障害児受入促進事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。 交付決定額 円

2 交付しません。

理由

第3号様式

年 月 日

船橋市長 あて

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

法人名  
施設名  
所在地  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた保育所等障害児受入促進事業補助金補助金について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、下記のとおり報告します。

記

1 船橋市保育所等障害児受入促進事業補助金交付額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。